

				(1906年4月)	年8月)卒業
傅作霖	蓋平県	童生	二十八	同前	同前
張嗣良	鉄岭県	附生	三十一	同前	同前
楊顯青	東平県	童生	二十五	同前	同前
馬春芳	海竜府	童生	二十四	同前	同前
趙祖培	錦 県	附生	二十七	同前	同前
王香山	安東県	童生	四十二	同前	同前
崔毓琦	蓋平県	童生	二十三	同前	同前
仇玉珽	岫岩県	附生	二十九	同前	同前
馬庶蕃	昌図府	附生	二十五	同前	同前
藍繼先	寬甸県	童生	二十七	同前	同前
孫煥章	岫岩州	附生	三十	同前	同前
馬春芳	義 州	附生	三十五	同前	同前
王兆文	漢軍正白旗	附生	三十一	同前	同前
蘇咸亨	承德県	準巡檢	二十八	同前	同前
趙翰青	綏中県	童生	二十五	同前	同前
張兆新	西豊県	童生	二十五	同前	同前
趙亨萃	複 州	附生	三十二	同前	同前
孫鴻謙	柳河県	廩生	三十二	同前	同前
汪毓鐘	内務府正黄旗	童生	二十五	同前	同前
吳學毓	興京庁	廩生	三十四	同前	同前
藩振邦	金州庁	監生	二十九	同前	同前
才作霖	錦 県	省学堂肄業生	二十二	同前	同前
夏清和	漢軍鑲白旗	省学堂肄業生	二十五	同前	同前
鳳 緯	内務府正白旗	省学堂肄業生	二十五	同前	同前
啓 元	内務府鑲黄旗	附生	三十六	同前	同前
蘇晋亨	遼陽州	省学堂卒業生	二十五	同前	同前
王桂芬	安東県	童生	三十	同前	同前
李士林	承德県	省学堂卒業生	二十七	同前	同前
劉德堃	寧遠州	童生	二十七	同前	同前
徐駿声	金州庁	附生	二十四	同前	同前
王作霖	錦 県	附生	二十五	同前	同前
張任先	海城県	附生	三十一	同前	同前
趙雲章	綏中県	附生	三十一	同前	同前

石節山	開原県	附生	三十四	同前	同前	同前
孟憲彭	広寧県	廩生	三十七	同前	同前	同前
誠 格	満洲鑲藍旗	附生	二十七	同前	同前	同前
宮玉章	複 州	監生	二十六	同前	同前	同前
孫其章	遼陽州	附生	二十一	同前	同前	同前
椿 林	満洲鑲赤旗	附生	二十九	同前	同前	同前
邱藍田	漢軍正藍旗	童生	二十九	同前	同前	同前
趙鐘祺	懷徳県	優附	二 十	同前	同前	同前
李廷榮	懷仁県	附生	三十二	同前	同前	同前
張照垣	漢軍鑲藍旗	童生	二十九	同前	同前	同前
王日宣	新民府	附生	三 十	同前	同前	同前
劉述堯	柳河県	附生	二十九	同前	同前	同前
原宗翰	寛甸県	童生	二十七	同前	同前	同前
劉錫齡	漢軍正藍旗	童生	二十七	同前	同前	同前
石之璋	鉄嶺県	附生	二十六	同前	同前	同前
熙 鈞	漢軍鑲黄旗	省学堂肄业生	二十三	同前	同前	同前
張紹逵	広寧県	附生	二十八	同前	同前	同前
張履中	懷徳県	童生	二十七	同前	同前	同前
王藍香	興京庁	童生	三 十	同前	同前	同前
張文藻	海城県	歳貢生	三十七	同前	同前	同前
李心曾	海城県	附貢生	三十一	同前	同前	同前
傅良弼	遼陽州	附生	二十五	同前	同前	同前
昱 藻	遼陽正藍旗	附生省学堂卒業	二十九	同前	同前	同前
張炳南	遼陽州	前省学堂学生	二十五	同前	同前	同前
崔玉濬	漢軍戸部鑲黄旗	同	二十四	同前	同前	同前
李秉恕	奉化県	童生	三 十	同前	同前	同前
王 楨	奉化県	前省学堂学生	二十二	同前	同前	同前
徳林布	盛京満洲鑲黄旗	候補驍騎校	二十二	同前	同前	光緒三十五年帰国
周毓岐	新民府	附生	二十七	同前	同前	六年後に？卒業
王作新	鎮安県			同前	同前	同前
劉章瑞	新民府	童生	三十三	同前	同前	同前
黄耀鳳	同	附生	二十七	同前	同前	同前
紀万韜	鎮安県	童生	二十六	同前	同前	同前
饒鳳瑄	湖北恩施県	附貢生分省知府	二十五	法政大学法政班	光緒三十二年十一月	卒業後進学

饒鳳瑛	同上	附貢生分省知府	二十三	法政大学法政班	同前	同上
金保康	浙江仁和県	附生	二十六	早稲田大学政治 経済科	光緒二十九年來日、 光緒三十三年官費を 受給	卒業後帰国
楊 度	湖南湘潭県	挙人	二十九	同上	光緒三十一年來日、 光緒三十三年官費を 受給	卒業後帰国を決める
徐仏蘇	湖南長沙県	挙人	二十六	現日本語を補 習、法政大学専 門科への進学予 定	光緒三十二年官費を 受給	三年後卒業見込み
張 野	湖南善化県	監生	三十	銀行専門科	光緒三十一年九月來 日、光緒三十三年官 費を受給	5年後に卒業予定
劉 説	湖南茶陵州	附生	二十七	法政大学政治部	光緒三十二年七月來 日、光緒三十三年官 費を受給	卒業後進学予定
周 覽	湖南善化県	湖南高等学堂学 生	十八	宏文学院普通科	光緒三十一年八月來 日、光緒三十三年官 費を受給	卒業後高等学校へ、同校 卒業後に大学法科へ進 学、約九年後に卒業。
李調籟	湖南長沙県	附生	二十八	法政大学政治部	光緒三十二年来日、 光緒三十三年官費 を受給	卒業後進学、帰国時期未 定。
張声煥	湖南瀏陽県	師範学堂学生	二十四	宏文学院普通科	光緒三十一年十月來 日、光緒三十三年官 費を受給	帝国大学工科へ進学予 定、卒業まで約8年かか る。
韓輯瑞	新民府	附生	二十九	警監学校本科	光緒三十二年三月	三十四年卒業
宗室尊三	新民府宗室		二十五	警監学校警察本 科	光緒三十二年三月	同上
宗室鑄福	同上		二十三	同上	光緒三十二年三月	同上
宗室嘉善	同上		二十四	同上	光緒三十二年三月	同上
鐘 誠	盛京滿洲正赤旗	知府用分省補用 同知直隸州	三十一	警監学校本科	光緒三十一年九月	卒業後研究科へ進学。
李作新	錦州府		二十五	高等警務	光緒三十二年正月	光緒三十五年帰国予定
周宏平	湖南湘郷県		十七	独逸中学校	光緒三十三年三月官	未定

					費を受給	
袁 汰	湖南仁和県	二十八	東京体育会		光緒三十二年正月	光緒三十五年帰国予定
張懐琦	江蘇陽湖県	二十五	明治大学法科		光緒三十三年六月官費を受給	三年後卒業見込み
備考 (ママ)	習	師範速成	六十一	人	毎年かかる経費	1人あたり毎年四百円、 1人当たり年額四百円 の割に相当する臨時 費四十円、八十六名合計 日本円三万七千八百円。
		法政	科五			
		政治経済	三			
	習	警	科六	人		
		銀行	一			
	習	中学	科一	人		
		体育	一			
普通 予科		八				

陸軍官費生姓名	出身地	身分	年齢 (歳)	在籍学校・学科	来日年月	卒業見込み
崇 恭	盛京满洲鑲黄	文童	二十三	振武学校陸軍普通科卒業入隊	光緒三十年七月練兵処派遣	未定
韓麟春	承德県	監生	二十三	同上	同上	同
陳嘉榮	同上	監生	二十二	同上	光緒三十一年九月練兵処送り	同
陳興亜	遼陽州	例貢生府経職銜	三十	同上	同上	同
姚受唐	同上	附生	二十四	同上	同上	同
楊裕三	湖南甯州府	廩生	二十六	振武学校陸軍普通科	光緒三十二年十二月陸軍部送り	同
臧式儀	鉄嶺県	童生	二十三	同上	光緒三十二年十二月陸軍部により派遣、本省の官費ではない。	同
宗室熙洽	正黄旗	前省学堂学生	二十四	同上	光緒三十二年正月	同
景雲	盛京漢軍正藍旗	監生	二十四	同上	光緒三十二年正月	同
于文萃	遼陽州	童生	二十四	同上	同上	同

宗室古興	正白旗	前省学堂学生	二十七	同上	同上	同
施承凱	遼陽州	童生	二十三	同上	同上	同
王静寿	複州	童生	二十四	同上	同上	同上
張煥相	盛京漢軍鑲黃旗	監生	二十六	同上	同上	同上
彭士彬	鉄嶺県	童生	二十五	同上	同上	同上
澤 溥	盛京漢軍正黃旗	前省学堂学生	二十五	同上	同上	同上
王静修	承德県	同上	二十六	同上	同上	同上
趙家棟	広寧県	童生	二十一	同上	同上	同上
王文華	鉄嶺県	童生	二十五	同上	同上	同上
邢士廉	承德県	童生	二十三	同上	同上	同上
慈舜生	遼陽州	童生	二十二	同上	同上	同上
林震青	鉄嶺県	附生	二十五	同上	同上	同上
盛 業	盛京漢軍正藍旗	童生	二十六	同上	同上	同上
丁澄複	興京庁	童生	二十九	同上	同上	同上
孫広庭	鉄嶺県	附生	二十二	同上	同上	同上
和 順	盛京滿洲鑲白旗	童生	二十六	同上	同上	同上
于 珍	鉄嶺県	同	二十二	同上	同上	同上
徳 權	盛京滿洲正白旗	同	二十一	同上	同上	同上
廣 都	盛京滿洲鑲黃旗	同	二十七	同上	同上	同

						上
高尚志	承德県	同	二十八	同上	同上	同上
高鐘背	盛京漢軍鑲白旗	同	二十五	同上	同上	同上
蘇振中	承德県	同	二十	同上	同上	同上
劉濬橋	興仁県	同	二十五	同上	同上	同上
成振復	承德県	同	二十二	同上	同上	同上
王培元	遼陽州	奉天中学堂学生	二十八	同上	同上	同上
王大中	同上	同	二十一	同上	同上	同上
毛鐘成	承德県	同	二十三	同上	同上	同上
王興文	遼陽州	同	二十四	同上	同上	同上
李盛唐	承德県	同	二十三	同上	同上	同上
楊玉亭	金州府	同	二十一	同上	同上	同上
張鑑衡	開原県	同	二十七	同上	同上	同上
陳荆玉	承德県	前省学堂学生	二十七	同上	同上	同上
王鳳鳴	同上	同	二十三	同上	同上	同上
王国翰	鉄嶺県	童生	二十	同上	同上	同上
延年	盛京滿洲鑲黄旗	附生	二十四	同上	同上	同上
劉楷	錦県	監生	二十七	同上	同上	同上

孫学淵	四川新寧県	県丞衛監生	二十五	同上	同上	同上
耿翼翹	湖北鄖陽県	北洋大学堂学生	二十	同上	光緒三十一年	同上
王之藩	遼中県	童生	二十一	同上	光緒三十二年正月	同上
高 鏡	新民府	童生	二十三	東斌学校陸軍普通科	同上	同上
毛遇鳳	遼中県	童生	二十五		同上	同上
王之棟	広寧県	童生	二十五		光緒三十二年六月	同上
黄湛恩	湖南湘郷県		二十四		光緒三十三年三月官費生へ変更	三年
備考	習	陸軍 陸軍普通	科	五 四十八	人	
毎年かかる経費		陸軍部（前練兵処）より陸軍学生七名を派遣、そのうち六名の学費の半分は出身省奉天が負担する。一人毎年銀一百五十両、六名計銀九百両。				
		本省奉天の陸軍学生は四十五名、一人毎年学費日本円四百二十円、四十五名計日本円一万八千九百円、プラス一割の臨時費で計日本円一千八百九十円、合計日本円二万零七百九十円。				
		官費生に変更した一名は、毎年日本円四百円、プラス一割の臨時費四十円、計日本円四百四十円。				
		以上、計銀九百両、日本円計二万一千二百三十円。				
自費生姓名	出身地	出身	年齢(歳)	在籍学校・学科	来日年月	
鐘景棠	盛京漢軍鑲藍旗	文生	二十六	警監学校本科	光緒三十年	
鐘景杖	同	童生	十八	同上	同上	
鐘景楷	同	童生	二十一	専門体育科	光緒三十二年	
何厚諫	山西靈石県	候選県丞	二十三	明治大学法科	光緒三十一年	
箭露華	広寧県	文童	二十三	警監学校本科	光緒三十二年三月	
高 崇	開原県	文童	二十六	同上	光緒三十一年十月	
韓岡如	金州漢軍正黄旗	文童	二十二	早稲田大学政治経済科	同上	
王蓮科	盛京漢軍正赤旗	候選県丞	二十五	法政大学速成科卒業	光緒三十一年	
全 朴	開原県駐防蒙古正白旗	候選巡檢	二十九	警監学校		
世 珍	開原県駐防滿洲鑲黄旗	監生	二十六	警監学校本科	光緒三十一年十月	
段宝田	海城県	文童	三十六	早稲田師範専科	同上	
趙冠儒	昌図府	附生	二十四	警監学校本科	光緒三十二年二月	

郭衛村	昌図府	文童	二十三	早稲田大学政治経済科	光緒三十二年十月
霍作雲	海竜府	省学堂肄业生	二十三	明治大学普通科	
孫尚武	奉化県	文童	二十一	東斌学校陸軍普通科	
丁鑑修	蓋平県	師範学堂学生	二十二	早稲田政治経済科	光緒三十一年十一月黒竜江省の官費生になった
忠 騏	盛京漢軍鑲白旗		二十二	警監学校	光緒三十一年九月来日、三十三年九月卒業後、留学継続
錫 祥	満洲正白旗人		二十三	高等警察	光緒三十二年来日光緒三十四年卒業見込み
侯方伯	開原県		二十三	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十四年卒業見込み
啓 元	満洲正藍旗		二十五	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十三年卒業
寧宗武	漢軍鑲藍旗		二十二	高等警務	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
金 鐸	満洲鑲赤旗		三十	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉雲程	開原県		二十七	同上	同上
陳寿桐	満洲正白旗		二十三	同上	光緒三十二年十二月来日光緒三十四年卒業見込み
馬広森	錦県		二十三	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
王夢齡	奉化県		二十七	警監学校	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙作棟	奉化県		十九	同上	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
張立中	奉化県		二十二	同上	光緒三十三年二月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙鼎裔	奉化県		二十	同上	光緒三十三年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
蕭露華	奉化県		二十三	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
陳紹良	開原県		三十六	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
康永和	寛甸県		二十二	同上	光緒三十二年三月来日、光緒三十四年卒業見込み
趙国瑛	開原県		三十三	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見

					込み
岳奮武	開原県		二十一	同上	光緒三十三年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉作幽	昌図府		二十四	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉春甲	昌図府		二十三	同上	光緒三十二年十一月来日、光緒三十四年卒業見込み
陳嘉謨	同		二十六	同上	光緒三十二年七月来日、光緒三十四年卒業見込み
楊大寶	開原府		二十四	同上	光緒三十二年正月来日、光緒三十四年卒業見込み
裕 繪	滿洲正白旗		三十二	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
吳新民	懷徳府		二十八	高等警察学校	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
延 栄	漢軍正白旗		三十九	法政大学速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
李鐘鏞	海城県		二十六	同上	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
支 錦	漢軍鑲黄旗		二十五	法政大学法律科	光緒三十二年二月来日、光緒三十四年卒業見込み
卞 勇	遼陽州		二十八	法政大学速成科	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
杜志棟	昌図府		二十六	法政大学速成科	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
劉興甲	昌図府		二十九	同上	光緒三十二年七月来日、光緒三十四年卒業見込み
苑岡先	同上		二十六	同上	光緒三十二年十一月来日、光緒三十四年卒業見込み
栄 貴	開原県		二十	法政大学普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十八年卒業見込み
李恵人	漢軍鑲赤旗		二十四	法政大学速成科	光緒三十二年六月来日、光緒三十四年卒業見込み
王良弼	漢軍正黄旗		三十	同上	光緒三十二年八月来日、光緒三十四年卒業見込み

閻丹銘	漢軍鑲藍旗		三十三	同上	光緒三十二年六月來日、光緒三十四年卒業見込み
溫其玉	承德県		三十三	同上	光緒三十二年八月來日、光緒三十四年卒業見込み
劉承弼	開原県		二十一	法政大学普通科	光緒三十二年三月來日、光緒三十八年卒業見込み
繆激吳	漢軍正白旗		十八	法政速成科	光緒三十二年十月來日、光緒三十四年卒業見込み
楊立程	遼陽州		二十二	法政大学普通科	光緒三十三年二月來日、光緒三十四年卒業見込み
敵東漢	昌図府		三十	法政大学速成科	光緒三十二年七月來日、光緒三十四年卒業見込み
允元	広寧県		三十五	同上	光緒三十二年九月來日、光緒三十四年卒業見込み
張維垣	新民府		二十	宏文学院普通科	光緒三十三年二月來日
李繼緒	蓋平県		二十七	早稲田大学予科	光緒三十二年七月來日、光緒三十五年卒業見込み
陳鴻猷	開原県		二十四	東斌学校陸軍普通科	光緒三十三年二月來日、光緒三十五年卒業見込み
胡文英	開原県		二十一	同上	光緒三十三年二月來日、光緒三十五年卒業見込み
陳鴻謀	開原県		十八	同上	光緒三十三年二月來日、光緒三十五年卒業見込み
魯鴻良	同上		十八	同上	同上
王佐臣	同上		十九	同上	同上
鍾景桐	漢軍鑲藍旗		二十	専門体育学	光緒三十二年十一月來日、光緒三十三年卒業
卜占元	義州		二十二	湖北鉄道学校	光緒三十二年六月來日、光緒三十六年卒業見込み
宗奇	滿洲正藍旗		三十六	早稲田大学予科	光緒三十二年十月來日
孫守万	開原県		三十二	高等警務	光緒三十二年十月來日、光緒三十三年卒業
烏林布	開原県駐防滿洲鑲黃旗		二十	法政大学速成科	光緒三十二年十月來日、光緒三十四年見込み
蔣士藩	開原県		二十五	同上	光緒三十三年來日、光緒三十四年卒業見込み
張文善	承德県		十九	同上	光緒三十二年九月來日、光緒三十四年卒業見込み
何述賢	金州庁		二十	同上	光緒三十三年三月來日、光緒三十五年卒業見込み

					込み
鐘 毓	満洲鑲白旗		三十五	同上	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
桂之蔭	満洲鑲藍旗		二十四	同上	光緒三十二年十月来日、光緒三十四年卒業見込み
穆芝蔭	満洲鑲藍旗		十五	法政大学普通科	光緒三十三年二月来日、光緒三十八年見込み
瑞 珍	開原県駐防満洲鑲藍旗		三十六	法政大学速成科	光緒三十二年九月来日、光緒三十四年卒業見込み
将鴻存			二十七	高等警務	光緒三十二年来日、光緒三十四年卒業見込み
劉漢青			二十一	明治大学普通科	光緒三十二年九月来日
李衡山			二十一	同上	光緒三十二年九月来日
錢方遂	江蘇塩湖県		二十一	警監学校	光緒三十二年四月来日
備考	習	警監 警務	科	三十四	人
	習	法政速成	科	二十五	人
		政治経済		三	
		法		三	
	習	体育	科	二	人
		鉄道		一	
		師範専		一	
		師範速成		一	
		普通		十	
		予科			
	東斌陸軍普通		六		

第六章 清政府の財政難と公費生の派遣—留学経費を中心に

清末の留学生関連文書あるいは史料において、日本に留学した中国人留学生は官費生、公費生、私費生の三つに分類され記されている³⁴⁹。これまでの先行研究には、官費生をめぐる留学政策の制定、派遣経緯、入学状況などを検討したものが多く見られるが、「公費生」を取り上げて論述しているものは皆無と言っても過言ではない。なぜ、公費生が取り上げられないのか。その原因は三つあると考えられる。一つは現代的な意味では、官費は「政府から出る費用。私費に対して、広く公費」³⁵⁰とされ、公費は「国または公共団体の費用。おおよけの費用」³⁵¹と解釈され、公費生と官費生は同じように扱われるからであろう。もう一つは官費生に比べると、公費生の存在は大勢の留学生の中で少数であり、特別に扱わなくても、清末の留日学生の全体的な流れを把握できると考えられたからであろう。さらに、公費生に関する史料は少なく、公費生を取り上げることが容易ではないという状況がある。

しかし、当時の史料でわざわざ公費生と官費生を区別して記載しているのは、官・公費生の本質が異なることを示している。そのため、官費生と分けて公費生について考える必要がある。また、公費生の人数を見ると（表 6-1）、1901年に浙江省の1人、1902年には湖南省と浙江省から2人、1903年は湖南省、江蘇省などから新たに8人が来日している。1904年になると、四川省だけで88人の公費生が来日し、ほかに湖北省、湖南省、直隸省から数名来ている。しかし、日本留学がピークを迎えた1905年～1906年については、公費生に関する統計資料が見当たらないため、確実な人数は把握できない。但し、『官報』の記録によれば、山西省78名と江西省93名の公費生が、1906年に来日したことが分かる。また、先行研究では確認されてこなかった雲南、貴州、河南などの省の公費生に関する情報についても『官報』から確認でき、公費生は辺境の新疆、東北三省以外のほとんどの省から派遣されており、清末の日本留学の全期間を通して存在したと言える。

【表 6-1】1901年～1904年の各省公費生の統計

³⁴⁹ 留学生監督処発行の『官報』の記録によれば、その他に半費生、津貼生等の存在が確認できる。なお、支出元の違いによって自国の海外留学生を分類したのは、中国より日本のほうが先であった。近代の日本人海外留学生は官費、藩費、私費の三種に分けられている（桑兵「近代の日本人中国留学生」前掲大里浩秋・孫安石編著『留学生派遣から見た近代日中関係史』4頁）。

³⁵⁰ 『大辞林』。また、『広辞苑』も「官費」は政府から支出する費用とほぼ同じ解釈をしている。

³⁵¹ 同上。『広辞苑』の「公費」は、国家または公共団体の費用としている。

省別年別	1901年	1902年	1903年	1904年
浙江省	1名	2名	4名	7名
湖南省		2名	8名	25名
湖北省				12名
直隸省			4名	
江蘇省			4名	
安徽省				2名
四川省				88名

(本表は『清国留学生会館報告』第二、三、四、五回より作成)

では、清末の留日学生の中から公費生を取り上げて研究する意義はどこにあるのか。まず清末において派遣された公費生のほとんどは各省の下にある各州や県の出身者で、その地域の財政によって賄われており、清末の各省留学生の一種の派遣の形態をなしている。これまで必ずしも明確になっていたわけではない清末各省の留学生派遣の実情を考察する上で、公費生を一つのテーマとして留学生史研究に位置付けることは重要であろう。また、州や県による公費生については留学経費の点から考えても、官費生とは、本質的な違いがある。日本での留学生活において相対的に安定した生活を送れた官費生と対照して、公費生の留学生活の状況が如何なるものであったのかを検討することで、清末の留日学生全体の生活状況を、より一層鮮明にすることができるであろう。

そこで、本章では、日本にいる留学生が同郷青年へ送った留学勧誘の文章、清末の留学生に関する新聞や雑誌の記事、『官報』や『経費報銷冊』などの資料を使って、清末の各省から派遣された公費生の状況を明らかにしたい。

なお、いくつかの名称について予めことわっておきたい。一は、本章における「公費生」は、一般の民間資本で創られた企業などから派遣された留学生ではなく、各州や県の資金で送られた者のみを指している。二は、本章の「地方」とはすべて各省の下にある各州や県を指している。三は、官費生と公費生という区分は、すべて史料の記述に従うものである。

第一節 各省における公費留学の背景

公費生を検討する前に、各省における留日学生派遣の資金準備について触れておきたい。周知のように、日清戦争以降、清政府は軍事費が拡大し、列強には巨額の賠償金を支払わなければならないだけでなく、それと同時に、1901年からは新政の実施により各種改革事業の支出が増加して、ますます財政的に困難な状況に陥った。教育改革を全国的に展開するための費用は不足していた。そのため、清政府は新式の学校教育制度を導入するため中央政府、省政府、各州や県に、それぞれ高等学堂、中等学堂、初等学堂の教育経費を分担させる意向を示したのである³⁵²。

³⁵² 清末の教育改革実施に関しては、商麗浩『政府与社会近代公共教育経費配置研究』河北教育出版社、2001年と劉恵林『中国地方教育財政問題研究』黒竜江人民出版社、2008年を参照。

1903年、張之洞と袁世凱は、世界各国の各級学堂はすべてが政府の財政負担ではなく、我が国も高等教育は政府の責任で、普通教育は地域の士族と紳士が責任をもつべきであると主張した³⁵³。また、初等教育普及の準備にあたって、各州や県は「現地籌款」の原則を実施して必要な経費を調達した³⁵⁴。このような教育財政の分担の中、日本への留学生派遣をめぐって、同じく中央と地方の役割分担を主張する議論が登場したのはむしろ自然な流れであるともいえる。

1898年に中央政府が官費生を中心にした日本留学派遣政策を定めた際に、留学経費については、ただ「学生の費用は当該官署から駐日公使におくり、随時支発する」と記述するのみで³⁵⁵、具体的な財源には触れていなかった。ところが、清政府は1901年、新式の学堂を創設するにあたって、近代的な教育人材を育成することを急ぎ、そのため、日本への留学生派遣を重視し、留学を奨励する政策を打ち出した。その留学奨励政策には留学経費について、政府の資金に限られているため、自費留学を希望する者がいれば各省が奨励すべきであるという旨の通達を各省に送ることを明記している³⁵⁶。また同年8月5日に中央政府は、留学経費を各省が準備して適切に支給し、その経費を正常な支出項目として許可するよう各省に通達した³⁵⁷。清朝においては、各省は基本的な行政支出の他に大きな財政支出がある場合に中央政府の許可が必要であったが³⁵⁸、留学経費は正当な支出として認められていたのである。以上のことから考えれば、留学経費に対して中央各部署から各省に至るまで、各々留学経費を準備して派遣すると同時に、自費で留学する希望者がいれば奨励すべきだというのが中央政府の意向であったと理解できる。

続いて、各省が中央政府の留学政策に従って日本留学生派遣を準備する際に、どのように留学経費を調達したのかを、見る。留学経費の調達を主張したのは、康有為である。1898年6月に康有為が記した「請広訳日本書派遊学折」では、「政府に学費を統括して準備してもらい、或いは各州県にそれぞれ学費を用意してもらい。大きな県は三人、中ぐらいの県は二人、小さい県は一人という割合で、すべて県の秀才を選び、当該県が各自で資金を集めて学費を支給すべきだ」と述べて、各州や県の資金で当該県の人材を育成するという見解を示している³⁵⁹。また、省レベルで初めて留学派遣に充てる経費の調達法を示したのは四

³⁵³ この主張については「袁世凱、張之洞奏請通減科挙折」（璩鑫圭・唐良炎編『中国近代教育史資料匯編・学制演変』上海教育出版社、1991年、525頁）を参照。

³⁵⁴ 「現地籌款」とは、州や県において現地の有力者の力によって教育経費を調達し準備することを指している。1904年に張百熙、張之洞、榮慶によって制定された『学務綱要』にも、「各省側は財政難なので、政府によって学堂を多く設けられない……郷紳と金持ちに勧めて資金を出して学堂を設けるよう地方官に命じること」という現地籌款の意向が示されている（前掲舒新城編『中国近代教育史資料』上、199頁）。

³⁵⁵ 前掲さねとう・けいしゅう『中国人日本留学史』増補版、43頁。

³⁵⁶ 張之洞・劉坤一「籌議變通政治人材為先折」（光緒二十七年五月）前掲陳学恂・田正平『中国近代教育史資料匯編 留学教育』12頁。

³⁵⁷ 中央政府の上諭については、「前雲貴總督魏奏陳資遣学生出洋游歴折」で触れている（前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』14頁）。

³⁵⁸ 朱英「晚清地方勢力的發展与中央政府的对策」（『探索与争鳴』1996年1月、41頁）を参照。

³⁵⁹ 前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』324頁。

川省であった。1902年に四川省学政は中央政府の留学生派遣の上諭に対して、「現地における籌款しかない。各州や県における私的な財産を集めて公的な財産に充てるという方法である」と上奏している。さらに、現地籌款の方法としては具体的に以下のように述べている³⁶⁰。

まず、四川省の各州や県を調べたところ、地方紳士、金持ちは学田³⁶¹を設けて科挙の文武受験生を援助しているが、現在、武系の科挙がすでに停止したので、毎年この部分のお金が残っており、それを回して留学費に充てる。少ないけれども徐々に貯めると多くなり、毎年凡そ数千金³⁶²を引き出せる。中ぐらいの県では津捐、賓興³⁶³などの経費に余りが出ることがあり、また文昌宮³⁶⁴・各廟堂は常々無駄を過ぎているので、これらのお金を節約して集める。或いは寄付を募ることで、大きな県と中ぐらいの県は毎年二三百金を集めるのは難しくない。このような方法を採用ようそれぞれの州県に命じ、年ごとに遊学経費の名目で県に納め、県から府に納め、府からまとめて塩道庫³⁶⁵に預けて随時使用する。

上記のように、四川省は各州や県の学田、津捐、賓興、文昌宮などから余った資金を集め、また寄付の呼びかけにより各県から毎年二三百銀両を集め、それを留学経費として備えるという方法を考え付いた。しかも、集まったお金を省の塩道庫に入れて、随時使用している。ただし、この段階の四川学政の考えには、地方に散在している資金を集めて省の塩道庫に預けて省政府の財政収入に加え、それを官費生としての派遣の際に使うという意図が窺える。しかし、実際の留学生派遣は、資金を公庫に預けず、各州や県の経費を直接当該学生に支給する場合もあった。例えば、1904年に四川総督錫良が各州や県から選んで日本に送ったおよそ200人以上の多くは公費留学生であり、各州や県が各自経費を出して留学費用を負担している³⁶⁶。

³⁶⁰同上。

³⁶¹科挙時代に州や県にある書院などの官学と私塾の私学を経営するために、土地を貸出して利息を収める方式を学田といった。「学田は専ら学校の経営或いは貧困な人のためである」（『清史稿・食貨志一』）。

³⁶²金額はすべて史料のままに表記している。「○○金」の言い方はほかの史料でも見られるが、「金」は流通している貨幣ではないため、千金と表現すれば千銀或いは千元であると理解できる。但し、なぜ「○○金」というのかについては不明である。

³⁶³清末、四川省などにおいて、軍事費や軍事給与を支払うために、農民に粮税を徴収すると同時に津貼銀も納めて、のちに津貼が足りないので、軍需捐を納めることになっている。この種の収入を津捐ともいう。鄭学様主編『中国賦役制度史』（上海人民出版社、2000年、652頁）を参照。賓興については各種の解釈があるので、ここでは清末の科挙時代に地方官が郷試受験の人を招待する或いは援助する事業を指している。その詳細は毛曉陽『清代科挙賓興史』（華中師範大学出版社、2014年）を参照されたい。

³⁶⁴一般的に、文人らが科挙試験に合格するために祈願するところで、功名利禄を握る神様文昌帝君の名前を取って文昌宮と名付けられた。清末は全国各地に文昌宮がある。四川省の文昌宮については、清朝乾隆時代の四川省の『大邑県志』を参照されたい。

³⁶⁵道庫は官庫名、塩道庫は塩税及び雑費を預ける官庫である。俞鹿年編著『中国官制大辞典』（黒竜江人民出版社、1992年）733頁と賀旭志編著『中国歴代職官辞典』（吉林文史出版社、1991年、476頁）を参照。

³⁶⁶これらの留学生派遣は、各自資金を用意して留学生を送るように総督から各州や県に命じている。凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」（『四川師範大学学报』（社会科学版）第36巻第4期、2009年7月、122頁）を参照。

四川省以外の湖南、山西、直隸、江西などの省の留学経費の調達はどうだったかを次に見る。湖南省の場合、1902年に日本に留学した湖南出身者が湖南巡撫宛ての日本留学派遣を勧める手紙には「湖南省政府がすぐに資金を捻出するのが難しく、各府州県に通達して頼むしかないので、それぞれに資金を準備させて、大きな県は二・三人、小さい県は一・二人を選び派遣すべきだ」と書いている³⁶⁷。多くの留学生を派遣するために、財政困難な湖南省側としては各州や県の財力を借りて当該地の人材を育成するという一つの解決法を示しているのである。山西省の場合、1905年に留日師範生が書いた日本留学を促す文章では、「浙江省、四川省などは地方州や県から出資して当該地の留学生を日本に送るという方法を採用し、皆百名ぐらいの規模で速成留学をさせていて、帰国後当該出身地で教育事業に従事させることにしている」と述べ、山西省もその方法に倣い留学生を派遣するようにと、勧めている³⁶⁸。山西省側はその提案を受け、1906年に各州や県から78名の公費生を派遣した。また、直隸省の場合、1905年総督袁世凱は多くの遊歴官紳と速成留学生を派遣する際に、152の州や県各自が公費を出して現地の者を選ばせるようにした³⁶⁹。江西省では、1906年各州や県の公費を使って、当該地出身の108名からなる公費生を日本に送った³⁷⁰。

先に述べた教育関連の財政状況を踏まえて考えれば、清末の複数の省はそれぞれの各州や県の財力に頼って現地の者を選んで日本に派遣した様子が見えてくる。とりわけ、1906年8月に学部が速成教育を廃止する要求を出す前には、急いで州や県初等学堂に充てる教員を育成する必要があったから、財政がもともと困難な省にとっては現地籌款は最も効率的に留学生を派遣できる解決策であったと考えられる。現地籌款は、各州や県が負担している初等教育の普及に採用した経費の調達策であったが、留学生派遣にも応用されたのである。

ここで、各省の留学経費の調達法を検討した結果をまとめると次のことが言える。すなわち、清政府は財政困難な状況下で、留学派遣奨励策を出すと同時に留学経費の捻出を省政府に任せた。しかし、省政府は同じく困難な財政状況下、各州や県における初等教育普及に必要な人材を育成するために、各州や県の財力を利用して現地の者を派遣することになった。これが、各州や県から公費を出して留学生を日本に派遣した背景である。

第二節 各省から派遣された官・公費生の区別

先述したように、これまでの先行研究で公費生を取り上げられなかった理由の一つは、公費生の捉え方があいまいで、官費生とほとんど変わらないという認識を持っていたことによるのではないかと指摘した。このような認識によって、清末の官費生と公費生は同じ

³⁶⁷ 俞詒慶等「湖南留学日本師範生上論中丞書」『選報』第33期、1902年10月31日（『選報』は1901年に上海で創刊されたが、停刊時期は不明である）。

³⁶⁸ 「山西留学日本師範生致李觀察宗棠函」『四川官報』第8冊、乙巳四月上旬（1905年5月）。四川省の派遣は1904年の総督錫良によって各州や県の派遣を指している、前掲凌興珍「清末四川留日速成師範教育及影響」を参照。また、浙江省の派遣は1905年に送り出した百名師範生のことを指している。

³⁶⁹ 『東方雜誌』第8期（1905年9月）と第9期（1905年10月）を参照。

³⁷⁰ 經濟学会『清光緒年二十二省財政説明書』（安徽江西卷）2008年復刻版。

ものと理解され、分類して捉える必要がないと思われがちである。そこで、ここではまず官・公費生の区別がどこにあるのかを明白に定義しなければならない。

但し、官費生と公費生の区別をはっきりさせる前に、清国の財政制度について言及しながら「官款」と「公款」の境界線を限定してみることにする。清国においては、中央集権的な財政制度を実施して中央から州や県まで統一の財政体系の構造を築き、「官吏の給料及び行政の公費に至るまで、中央の戸部によって」その額が決められた³⁷¹。各省は中央政府の命令に従って各種の税金徴収を担い、それを公庫に預けて、省で使う必要な費用以外の支出があれば、中央政府に許可を取るという処理の仕方、独立した財政権力は持たなかった³⁷²。また、清国における官職が置かれるのは県止まりで、各州や県は最下位の行政機関として田租と各種税金を徴収する役を担う一方、官吏俸禄や行政公費などを差し引いてから、すべて国に納めた³⁷³。各州や県とその下の地域で教育を含む公共事業などに関する経費は、国家の財政収支外に限定され、知州、県令、紳士らは自力で工面していた。特に、清末の新政及び地方自治を展開して行くために必要な経費は、国家税金収入が使われず、公款公産、公益募金及び罰金の三項目によって賄うことが決められている³⁷⁴。

そこで、以上のような財政制度を踏まえて、官費と公費の違いを整理するならば、中央から州・県までで国家財政収支に入る経費はすべて官費となり、そうではなく上述のような州・県及び下の地域で公共事業を起こすために集めた各種経費は公費と言える³⁷⁵。

その場合の地方公共事業の経費の財源をどこから捻出しているかについては、公費生の派遣に最も関連がある州・県の教育公費を例にして見ておく。清末の地方教育公費の財源は主に以下の3つがある。

一つは科举制度を廃止した後、残った科举試験の受験者に援助するために準備した旅費や受験費などの各種費用、新式の学校に切り替わった伝統的な教育機関である書院に残った各種経費である。

二つは祭祀などを行う廟堂、大家族が祖先を供養する祠堂、会館などの公共財産及び各地で厄やけや招福を行う行事の迎神賽会、演劇などに使う費用の一部である。

三つは教育普及のために地元の人から新たな税金を徴収して得たものである³⁷⁶。ほかに官吏が自ら行う捐銀³⁷⁷は寄付の意味を含んでいるが、教育公費の来源の一部とされている³⁷⁸。

³⁷¹ 瞿同祖『清代地方政府』法律出版社、2003年、14頁。

³⁷² 前掲朱英「晚清地方势力的發展与中央政府的对策」41頁を参照。

³⁷³ 魏光奇著『官治与自治：二十世紀上半期的中国県制』商務印書館、2004年10月、33頁。

³⁷⁴ 1909年1月「城鎮郷地方自治章程」が頒布され、地方自治の経費は各地方自力で調達するのである。前掲『清末縦備立憲答案史料』738頁を参照。

³⁷⁵ ここで言う公費は官吏の行政公務に使う「公費」ではなく、各種公共事業に使う費用の総称である。但し、官吏が寄付の形で出した行政公費の一部は、公共事業に使われる場合もある。行政公費については、関曉紅「晚清直省「公費」与吏治改革」（『歴史研究』2010年第2期）を参照されたい。

³⁷⁶ 田正平・陳勝「教育負担与清末郷村教育衝突」『浙江大学学報』人文社会版、2008年第3期、143頁を参照。

³⁷⁷ 養廉銀は清朝雍正年代から実施され、官吏に生活用の給料、行政公務の費用などを支給する俸禄制度である。官吏はその費用の一部を出して、地方事業に支援する方法があり、その方法が捐銀や捐廉と呼ばれ

そして、地方の教育改革の一環としての留学派遣に使う公費もこのような教育公費から賄われていると考えられる。

では、教育公費の一部から使われる公費生の留学経費について、さらに具体的な出所を説明する時に助けになったのは、浙江省がより多くの留学生を派遣すべきだと訴える文章の内容である。それによると「地方公費」、「学堂公費」、「家族公費」の三つの公費の派遣方法があると述べている³⁷⁹。その内容は要約すれば次のようである。

「地方公費」は二種あり、一つは常備の公費であり、もう一つは特別に募集した公費である。常備の公費は、善堂、各行公所、会館、演劇、賽会などの預金、あるいは経費の削減により集まった資金であり³⁸⁰、特別に募集した公費は、上級官吏に賄賂を贈る費用や州と県が公のことと言って住民から徴収した費用を削って留学経費に充てたものである³⁸¹。「学堂公費」は官立学堂の経常費から特別費用として引き出して留学に使うものである。「家族公費」は一族の祠堂の公款であり、大きな一族は必ず祠堂を設けていて、供養や祭などに使った後に残った剰余金を留学生派遣の経費に充てたものである。上記の方法は、そのまま実施されたかどうかは確認できないが、ただこのような種類の公費が留学経費に利用される可能性があったことは推量できる。

さて、上述の公費の種類に基づいて官費生と公費生の区別を述べるならば、官費生とは国家財政経費の一部を利用して派遣された者であり、公費生とは地方の各種公共施設の公共財産、祠堂公費、特別募集などの経費を利用して派遣された者である。

しかし、清末の公費生の派遣は最初の中央政府の留学派遣政策では言及されず、1901年の留学派遣の関係文書では、「貴胄留学生」、「官派留学生」、「游学学生」の三つしか挙げられなかった³⁸²。「貴胄留学生」は皇族大臣の子弟を指して、本章の内容に直接的な関連性がないため省略するが、「官派留学」と「游学学生」については、「京師大学堂、各省督撫・学政・及び各大臣により派遣された者」と「各地から来た自弁で留学する者」という説明があって、明らかに官費生と私費生のことを指している³⁸³。さらに、1906年に学部が頒布した「管理章程」の管理条規は官費生と私費生に関する内容であり、公費生に触れていな

ている。養廉銀の詳細については佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究—地方財政の成立をめぐる—」（三）（東洋史研究会『東洋史研究』第30巻第4期、1972年）を参照されたい。

³⁷⁸ 前掲商麗浩『政府与社会近代公共教育経費配置研究』48頁。

³⁷⁹ 孫江東主筆「敬上郷先生請令子弟出洋游学併籌集公款派遣学生書」『浙江潮』第7期、1903年9月1日。

³⁸⁰ 善堂は貧困な人を救済する或いは老人や児童を収容する場所である（「善堂紳董稟道憲暨製造局憲稿」虞和平編『辛亥革命百年記念文庫 経元善集』華中師範大学出版社、2011年を参照）。公所は同じ地域で同じ業種が集まる場所である。会館は他省或いは都にある同郷が集まる場所である（潘君祥・段煉・陳漢鴻著『上海会館公所史話』上海人民出版社、2012年を参照）。

³⁸¹ 清朝の州や県においては、このように規定上は禁止されているが、実際は恒例となっている賄賂行為が最も多い。魏光奇『有法与無法—清代的州県制度及其運作』商務印書館、2010年9月、337頁を参照。

³⁸² 「外務部：奏議復派赴出洋遊学辦法章程折」前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』15頁。

³⁸³ 同上。

い³⁸⁴。従って、公費生は中央政府と関係なく、各省の具体的な実情から生み出された方法で派遣された留学生であると言えるだろう。ところで、省側に派遣された留学生は官費生と公費生の両方が存在していることから、次に各省の具体的な派遣例から官費生と公費生の違いを見ておく。

まず、広東省、江蘇省、浙江省の官費生の例を挙げるならば、広東省は1904年に欧米各国に26人及び日本に22人の留学生派遣を準備する時に、学務処の経常費の項目から毎年10万元を出すと決めていた³⁸⁵。広東省のように学務処の経常費を留学経費としたのは、第一節で触れた中央政府が許可した正当な支出の一種に当たっている。且つ次節で取り扱う『官報』に掲載されている各省の官費生は、このような形で各部署の経費を使って派遣されたのである。しかし、同年、江蘇省においては、巡撫の端方が学務処に命じて各州や県から凡そ130人を選んで宏文学院の速成師範科に派遣した留学生の経費について、各守門人に賄賂を送るのに準備されていた費用を減らし³⁸⁶、それを留学経費に転用した³⁸⁷。また、同1904年に浙江巡撫は、速成法政科を学ばせるため留学生を派遣した際に、自ら捐廉³⁸⁸で行政職務用の公費の一部を出して³⁸⁹、留学経費に充てた³⁹⁰。江蘇省と浙江省のように、国家財政の支出を使わず、巡撫が自ら調達した資金を使って派遣したのも官費生的一种である。

また、公費生の場合、四川省、湖南省、湖北省、広西省、浙江省などの派遣がある。四川省の瀘州は、1905年に「体仁堂余款」³⁹¹から2000元を出して5人を送り出し³⁹²、翌年合州は、賓興の経費を使って20人あまりを選んで日本に派遣している³⁹³。湖南省の湘潭県は、1905年に易姓の大家族がいてその家族公費を使って族内の子孫を選んで派遣する予定であったという³⁹⁴。湖北省の漢陽県と南漳県では、それぞれ「賠款興学」と「賠款捐」の資金を出して計14人を派遣した³⁹⁵。また、広西省容県では、留学生を派遣しようとしても資金が

³⁸⁴前掲陳学恂・田正平編『中国近代教育史資料匯編 留学教育』386～387頁。

³⁸⁵前掲『南洋官報』第101冊。

³⁸⁶守門人は役所で紹介状を渡し、来訪者の通報及び文書を渡すなどの役を務める者である。清朝において、守門人に賄賂を贈る習慣が公式上認められており、その専用の経費まであった。陋規の一種である。注381を参照。

³⁸⁷『南洋官報』第99冊（1904年8月）と講道館所蔵『宏文学院関係書類』を参照。

³⁸⁸注373参照。

³⁸⁹注371参照。

³⁹⁰『警報日報』1904年9月17日（『警報日報』は最初『俄事警聞』という名称で、1903年12月15日に上海で創刊された。停刊時期は不明である）。

³⁹¹体仁堂は清朝乾隆皇帝の時代に現在の重慶市で創られたさまざまな慈善事業を行う場所である（『重慶市志』2005年版を参照）。

³⁹²『東方雑誌』第9期、1905年10月。

³⁹³『東方雑誌』第5期、1906年6月。

³⁹⁴『嶺南学生界』第8冊第2期、1905年12月。

³⁹⁵『東方雑誌』第11期、1905年12月。なお、漢陽の留学情報は直隸省の『教育雑誌』（第13期）にも「地方公費派生游学」という見出しで載っている。各省に分担させている「義和団賠償金」（中国側は「庚子賠款」という）について、湖北省の場合は、「光緒三十（1904）年八月より、納めるべき庚子賠款分担保金60万両を「学堂捐」に変えて、各州や県は集めた分を納めず当該地に残すことにする。当該地で学堂を創設する際に使う専用資金として、移用禁止」と張之洞が命じた（前掲蘇雲峯『張之洞与湖北教育改革』193頁）。この南漳県は、学堂経費に変えても余剰があるので、その余剰金を使って留学生を派遣した。

なく困っているところ、何祖瑞という者が勝手に官職を名乗ったため官府側に処罰されて納めた罰金の3000元の内から2000元を遊学経費に充て4名の留学生を派遣した³⁹⁶。さらに、浙江巡撫は金華、衢州、嚴州の3府が鉄道の経過地とされたことで、鉄道関連の業務に務める人材を育成するために、当該府県に公款を出し数名の鉄道留学生を派遣するように命じている³⁹⁷。以上のように各省の州や県においては、善堂の公費、賓興費、大家族の公費、罰金等を使って公費生を派遣していることが分かる。さらに、湖北省のように各州・県に分担させている義和団賠償金の一部を利用して公費生を派遣した例もあった。

なお、史料上では「官・公費生」と記載されているが、実は、はっきりとしない例もある。1904年に四川総督錫良が各州や県に資金を用意してもらって選んだ凡そ200人の中には、90名以上の官費生と80名以上の公費生が含まれている³⁹⁸。前述の地方公費の種類を参考にして考えれば、一部を公費生と呼ぶことは理解できる。しかし、一部の人のみが官費生とよばれている点は、費用の出所が判明できないため区別しにくい。同じ状況の例としては、1905年に直隸省宣化府が、各県県令と紳董の捐銀及び官立学堂の公費で「官・公費生八人」を日本に送ったことが挙げられる³⁹⁹。この派遣対象は官紳の勧誘や推薦によって現地の紳士や知識人、各学堂の学生を中心としている。その詳細は以下のようなものである。

宣化県令謝愷は捐銀二百五十両で、馮延鏄一名を推薦した。龍門県令経文は捐銀二百五十両で、本県の（紳士の中に一引用者）留学希望者がいないため、中学堂学生楊淵懋一名を推薦した。懷安県令普容は捐銀二百五十両で、中学堂学生黄松齡一名を推薦した。万全県前任王錫光と現任万和寅は合わせて捐銀百両、また、該県の紳董の捐銀百五十両で、馬増基一名を推薦した。懷来県令周世銘は捐銀百二十両と該県官立高等小学堂の公款からの三百六十両を合わせて、席之琦と中学堂学生高士廉二名を推薦した。赤城県令周学淵は官立高等小学堂の公款からの二百五十両で、該学堂学生程瀛一名を推薦した。張家口督銷局総董王之節は捐銀二百五十両で、中学堂学生保安州人趙慶元一名を推薦した⁴⁰⁰。

このように県令の捐銀、県令と紳董の共同捐銀及び官立高等小学堂の公費を使うことで⁴⁰¹、官・公費生と呼ばれていたが、いったい誰が官費生で誰が公費生かを判断するのは難しい。前節で清末の官吏の捐銀はよく利用される教育公費の一部だと指摘したが、上述の直隸省の例では捐銀で派遣された留学生が官費生と呼ばれているようにも見受けられる。

³⁹⁶ 『教育雑誌』[直隸]第12期、1905年9月13日。

³⁹⁷ 『東方雑誌』第10期、1905年11月。

³⁹⁸ 前掲『警報日報』1904年6月25日。なお、官・公費生の人数は『清国留学生会館報告』（第5次、1904年）で確認したものである。

³⁹⁹ 『東方雑誌』第9期、1905年10月。

⁴⁰⁰ 同上。

⁴⁰¹ 1905年8月に、直隸省は全国で初めて州や県の教育行政機関である勸学所を設けている。その長官は総董といい、当該地方出身の紳士である者が地方官に任命されている（前掲孫雪梅『清末民初中国人的日本観：以直隸省為中心』152頁を参照）。

第三節 公費生の留学生生活状況—官費生と比較して

次は官費生と比較しながら公費生の留学生生活状況をみていく。1907年1月に『官報』が発行される前については、当時の新聞・雑誌の記事によって一部の省の公費生の派遣状況が確認できた。しかし、公費生の日本での生活にふれる史料は殆どないため、彼らの生活状況を知るのには難しい。おそらく、早い段階（速成留学が廃止される前）で速成留学として派遣された公費生は、特別な事情がなければ、決められた期間に卒業して帰国したので、その間の留学生生活を安定した状況で過ごしたと推量できる。ところが、速成留学が廃止された後の公費生は決して安定した留学生生活を送れたとは言えない。『官報』が発行される時期になると、監督処は官費生と公費生を分けて記載しているので、公費生に関する状況の一部は確認できる。以下は、『官報』と『経費報銷冊』の記録に基づいて公費生の状況を見ることにする。

公費生に対する管理は、監督処が設立される前は官費生と同じくそれぞれの省が派遣した監督によって行われたと考えられる。1906年になってから、各省の監督が退いて駐日公使館内に設置された監督処が統一的に留学生を管理することとなったが、学部の「管理章程」に公費生に関する規定がなかったため、監督処側の公費生に対する扱いとしては、彼らから問い合わせが寄せられたら処理するといった動きが見られる。そのような内容を載せている『官報』第1期から第50期までには、公費生に関する文書が40篇以上あることが分かった。これらの文書の多くは、公費生らの依頼を受けて、監督処から公費生出身省の提学使或いは総督・巡撫宛てに、彼らの学費に関して問い合わせている内容である。特に、それまでの監督楊枢が交替して新しい監督李家駒が着任する前後の第10期より第13期までの『官報』中に、公費生に関する文書が多く載っている。また、この時期には公費生の費用に関する問い合わせが多かったため、監督処はすべての省の総督・巡撫宛てに公費生の学費を学期ごとに先払いすることを求める文書を出した（図6-1）。その文書には、「今、日本にいる公費生は多く、彼らに支給する費用の殆どは監督処を通じて渡してはいない。たとえたまに渡すことがあっても、経理帳簿に彼らの費用に関する記録は残していないため、調べられない。だから、各州や県に公費の未払い分があればそれを清算し、今後の公費については、時期どおりに先払いするように各省の総督・巡撫を通して伝えてほしい」と書いている⁴⁰²。この新任の李家駒監督が出した文書から、公費の管理が混乱している状況が複数の省で起きたことが窺える⁴⁰³。本節では、日本に来た公費生の状況を把握すべく、『官報』に載った公費生に関する文書の一覧を、公費生の氏名、出身地、来日年月、公費の出処、文書の件名などの項目別に並べて表6-2にまとめた。

表6-2によって公費生に関する出身地、公費の出所、公費の金額などの基本的な情報を確認すると、出身地は江西省、広西省、四川省、山西省、湖南省、湖北省、安徽省、雲南

402 「咨各省総督部堂巡撫部堂為請通飭各属迅將公費学生学費分季先期匯解文」『官報』第13期。

403 次期の胡維徳監督になっても、また同じような文書「咨各省通飭各属凡有公費学生学学費查照前咨催令迅解文」が出されている（『官報』第23期）。

省などの省からなっている。前二節で触れた省以外の江西、山西、安徽、雲南省も公費生を派遣し、全国の広い範囲で公費生が存在していたことが分かる。公費の具体的な出所については、凡そ以下の4種類に分類される。

一つは、地方公費（各出身地の州、県、郷などの公費の総称）であり、このような公費で派遣されたのは計16人で、最も多い。

二つは、「賓興公費」を使って留学経費とした公費生の3人である。

三つは、ある団体の運営資金で派遣した公費生の2人である⁴⁰⁴。

四つは、無駄を削減し得た資金で派遣された公費生は1人である。

【表6-2】『官報』に載っている各省の公費生一覧表

姓名	省別		来日年月日	公費金額	公費出所	『官報』の期号
郭伯棠	江西	南康県	光緒三十二年(1906)年	先付一百五十金	南康賓興公費	十期(光緒三十三年九月/1907年10月)
盧建侯／葉先堪		瑞州府／萍郷県				十一期(光緒三十三年十月/1907年11月)
曹運鵬→胡蕙		新建県			本邑賓興項下籌拔経費	十四期(光緒三十四年正月/1908年2月)
盧式楷請求補兄公費留学、未許可		清江県			賓興公款毎年提拔出洋常款一千四百余元、額定留学生四名	十七期(光緒三十四年四月/1908年5月)
李師洛		盧陵県				三十三期(宣統元年七月/1909年9月)
魏昌清	四川	資州			本州公費	十期(光緒三十三年九月/1907年10月)
李誉龍		瀘州江安県	光緒三十一年(1905)年	毎年学費三百金		十三期(光緒三十三年十二月/1908年1月)
李崇典、梁津		重慶府長寿県			本邑公費	十三期(光緒三十三年十二月/1908年1月)

⁴⁰⁴湖北省の公費生楊啓祥は、1903年に地方紳士・商人及び留日学生らが募金して創立した「宜人学社」により派遣された者である。派遣元の宜人学社は湖北省の官吏の支持を得て運営した団体で、その運営資金ですでに20人余りの留学生を日本に送り出した（『官報』第12期）。山西解州相黄六の公費は「志誠公局」から出されている。「公局」は、州や県の下にある郷に置かれ、郷紳らによって、地元の諸案件を処理している所である。

						月)	
冷天才		銅梁縣	光緒三十 一 (1905) 年十一月 到東			三十九期 (宣統二年 正月/1910年2月)	
王士選	山 西	虞鄉縣	光緒三十 二 (1906) 年四月	三百金	前縣令時、撫台閱邊学 台過境兩項下提抽三百 金	十期 (光緒三十三年 九月/1907年10月)	
相黃六		解州		紋銀三百兩	本縣公款	十期 (光緒三十三年 九月/1907年10月)	
李秉晉		澤州府高平縣	光緒三十 二 (1906) 年五月	學費三百金	本地公款提給學費三百 金	十二期 (光緒三十三年 十一月/1907年12 月)	
喬烈		陽曲縣	光緒三十 三 (1907) 年二月	每年學費三百 金	本縣公費	十三期 (光緒三十三年 十二月/1908年1 月)	
馬凌雲		山西				十三期 (光緒三十三年 十二月/1908年1 月)	
葉奪元		聞喜縣				本縣公費	二十期 (光緒三十四 年七月/1908年8月)
李潤鼎		大同縣	光緒三十 二 (1906) 年四月	每年公款一百 六十金、分二次 匯兌			三十一期 (宣統元年 五月/1907年7月)
相黃六		解州縣	光緒三十 二 (1906) 年到東			志誠公局籌解	三十一期 (宣統元年 五月/1907年7月)
向忠勤	湖 南	沅州府黔陽縣	光緒三十 二 (1906) 年			十期 (光緒三十三年 九月/1907年10月)	
熊作丹/ 彭啓萊		瀏陽縣	光緒三十 一 (1905) 年			本邑公費	十期 (光緒三十三年 九月/1907年10月)
潘平界 (元名 毓)		岳州府華容縣	光緒三十 三 (1907) 年春	除川資匯費外 僅有二百四十 元		本縣李令及本地紳士議 定拔給公款	十一期 (光緒三十三年 十月/1907年11 月)

劉志遠		來陽縣				十二期（光緒三十三年十一月/1907年12月）
文俊		醴陵縣			地方公費	十三期（光緒三十三年十二月/1908年1月）
劉志揚		來陽縣		每年四百兩	本縣公費	十三期（光緒三十三年十二月/1908年1月）
陳逢元→ 鄭文光→ 王兆榮		永定縣		每年四百元	地方公費	十四期（光緒三十四年正月/1908年2月）
周鴻儀	安徽	天長縣	光緒三十二（1906）年	第一年官費四百元	天長縣地方公費	十一期（光緒三十三年十月/1907年11月）
顧懷慎		鳳陽縣				三十四期（宣統元年八月/1909年9月）
鄭象堃		英山縣				三十八期（宣統元年十二月/1910年1月）
楊啓祥	湖北	宜昌府	光緒三十一年（1905）年		宜人學社公費	十二期（光緒三十三年十一月/1907年12月）
眭達		潛江縣			本縣公費	十三期（光緒三十三年十二月/1908年1月）
劉嶺、陳毅雄	廣西	梧州			地方公費	十二期（光緒三十三年十一月/1907年12月）
李讜、匡諫、黃騫、李叻、李光、李暮		梧州府蒼梧縣	光緒三十一年（1905）年四月		地方公款	二十四期（光緒三十四年十一月/1908年12月）
黃爵文		恩隆縣				三十四期（宣統元年八月/1909年9月）

陳鳳鳴、 趙家珍、 李彝倫→ 李光鼎	雲 南	寧洱			寧洱固有公費項下毎年 提出一千三百余兩永遠 作為寧洱遊學經費	十五期（光緒三十四 年二月/1908年3月）
-----------------------------	--------	----	--	--	--------------------------------------	---------------------------

この4種類の出所のうち、団体の運営資金という種類の公費にここで初めて触れるが、ほかの3種類は第二節で述べた公費の種類の範囲に入ることが分かる。

次に、このような派遣元からいったい一人の公費生にいくら支給しているのかを見ていく。公費生に支給した費用の金額はまちまちで統一の基準がなく、派遣元によって決められていることが推量される。表6-2の「公費金額」の欄を見ると、年額で「三百金」は5人で最も多く、四百銀兩は3人で、旅費を除き二百四十銀元というのは1人である。清末の各省においては、流通する貨幣が異なっているため、貨幣を表す単位も「兩」と「元」があり、公費生らがもらった金の種類までも異なっている。

さらに、公費生がもらった金を日本円に換えた後の金額によって、官費生が受領している日本円の種類と比べることで、官・公費生の待遇の違いを見ることにする。もともと公費生がもらった資金は出身地の貨幣「銀兩」、「英洋」、「銀元」等で支払われ、公費生自身、提学司或いは監督処を通じて日本円に換金した⁴⁰⁵。しかし、当時の英洋、銀元などは日本円に換金すると、若干異なる金額になる。山西省から公費生に送金した例を取り上げると、送られた300兩は監督処を通して日本円の「三百九十元零五角二分」と引き換えてられている⁴⁰⁶。それによれば、当時の銀兩と日本円の比率はおよそ0.7対1である。また、英洋の場合は、銀兩と違って大体日本円と1対1になる⁴⁰⁷。後述する江西省の公費生の場合は、派遣当初一人当たり毎年支給された英洋360元は、日本円にしても360円となる。ところが、学部の「管理章程」が定められてからは、官費生の学費支給はすべて日本円で統一され、私立学校400円、官立高等専門学校450円、官立大学500円となっている⁴⁰⁸。先の山西省の公費生が受け取る300兩を日本円にすると390円5角2分であり、官費生より10円少ないだけとなるが、江西省公費生の学費は日本円に換えても変わらない360円であり、官費生より40円少ない。さらに、公費生の手元に届いた学費は、日本の物価や為替市場の変

⁴⁰⁵清末において流通している貨幣はさまざまである。単に銀の場合は、銀兩、銀元、洋銀三種があり、銀兩は重さと成色（質）の違いによって庫平、漕平などの種類がある。洋銀は墨（メキシコ）銀（鷹銀または英洋と呼ぶ）、本（スペイン）洋などあり、銀元は光緒半ばごろ広東、湖北など七、八省で洋銀を真似して作ったものである（基準臨時台湾旧慣調査会第一部報告『清国行政法』第3巻、11～13頁、93～96頁）を参照。

⁴⁰⁶ 『経費報銷冊』光緒三十三年十二月—光緒三十四年五月（1908年1月—1908年6月）。

⁴⁰⁷ 楊芾の『扶桑十旬記』には、1907年に日本視察直前に上海の横浜正金銀行で為替して、日本円100円は英洋399元だと書いている（瀋雲龍主編『近代中国史料叢書』第10冊、台湾文海出版社、491頁）。

⁴⁰⁸ 「管理章程」に決められている官費生の待遇である。